

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差 し支えな い範囲で 御記入く ださい。)	意見						
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
			ページ 番号	行 番号	章	項目			
1	新経済連盟						【総論】 第1章、第2章の全体を通して、非対面か対面か、デジタルかそうでないかといった表面的な違いに囚われており、悪徳事業者や消費者被害が発生する真因といった本質的な部分に着目した課題分析が不足している印象を受ける。「対面か非対面か」に着目する時代はもう終わりを迎えており、消費者政策を担当する行政府も、デジタルファーストの時代に即した考え方をもち、当然に移り変わっていく表面的な違いに囚われることなく、本質的な政策を検討・実施すべきである。		
2	新経済連盟		2	26	第1章	2	「また、この間、消費者庁は、(以下略)」以下の段落の記載につき、「分野横断的な法令の整備」によってどのような結果が得られたのか、悪徳商法の撲滅や消費者被害の削減にどのように寄与したのかを示すべきであり、これらの成果を追記されたい。		
3	新経済連盟		3	35	第1章	3	—	「デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大や自然災害の激甚化・多発化等により、いわゆる「一般的・平均的消費者」についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう状況がより多く発生することが懸念されている。」とあるが、「デジタル化の進展」と「消費者のぜい弱化」にどのような因果関係があるのかを十分に検証された上で記載を再検討されたい。	
4	新経済連盟		4	6	第1章	3	—	「新しい技術やビジネスモデルの出現によって消費者は便益を享受するようになった一方で新たな課題にも直面しており、こうした課題に適応するために政策の不断の見直しが必要であるという認識を共有した。」とあるが、国際会議における課題についての認識が国民にも共有されなければ、今後の政策の趣旨を理解するのが困難になる。そのため、G20消費者政策国際会合で示された「新たな課題」が何か明確に分かるよう追記されたい。	
5	新経済連盟		8	3	第2章	2	(1)	—	「また、非対面取引であるために、商品・サービスが消費者の期待したものと異なることや、(中略)CtoCの取引においても同様に発生しており、今後増加していくことが懸念される。」とあるが、商品・サービスが消費者の期待していたものと異なる場合や、そもそもそれらが提供されない場合は、電子商取引に限った事案ではなく、ほかの形態の取引でも起こり得る事案ではないか。原案は事実誤認であり、記載を抜本的に見直されたい。
6	新経済連盟		9	34	第2章	3	—	②	「特に、デジタル化の進展に伴い近年活発化している電子商取引については、非対面取引であることやPFを介した商取引であることなど、従来の商取引とは異なる特徴を有していることを踏まえ、(以下略)」とあるが、PFでなくとも電話勧誘販売やカタログ通販など非対面取引は従来からあることと、実店舗でもアウトレットモールなど、「場」を提供した取引はほかにもあり、従来のものと異なる特徴とは考えられない。何をもち「異なる特徴」とするかを再検討されたい。

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差 し支えな い範囲で 御記入く ださい。)	意見				
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			ページ 番号	行 番号	章	項目	
7	新経済連盟		15		第3章	2 (3) ②	SDGs達成の観点、CSRの観点、ESG投資の観点から優れた事業者が自主的に取組を行う一方、その取組を支えるのが優れた消費者によるエンカール消費となり、これらがセットで広がることで初めて消費の好循環を形成し、Win-Winの関係が生まれると考えられる。そのため、第2段落で消費者志向経営のことに触れているのであれば、対比する概念として倫理的消費(エンカール消費)のことも触れておくべきであり、倫理的消費も対になる基本認識として追記されたい。
8	新経済連盟		15	34	第3章	2 (3) ②	「事業者が、消費者全体の視点に立ち、消費者の声を聴くこと、未来・次世代のために取り組むこと、及び法令を遵守することを推進することが、企業としての社会的責任を果たしていると多様な関係者から評価され、円滑な資金調達等につながるよう、消費者志向経営(愛称:サステナブル経営)が社会の基本認識となるべく取り組む。」とあるが、そのほか、消費者が各種規制を無視する悪質事業者に誘惑されず健全な事業者を選択するための後押しとなるような行政としての取組を進めるべきであり、その旨を追記されたい。
9	新経済連盟		16	24	第3章	2 (4) ①	「インターネットの発展で情報へのアクセスが改善する一方、ネット上のロコミや噂で一部の商品やサービスに人気が集まるという現象が起きるなど、従前には見られなかったリスク・課題が出現する可能性があり」とあるが、テレビで紹介された商品等話題の商品に人気が集まって店頭で軒並み売り切れになるといった現象は遥か昔から発生する現象であって、インターネットの発展によって発生するような現象ではないし、むしろインターネットの発展によってさまざまな情報を比較検討することができることから、合理的な選択に寄与する側面もある。また、一部の商品等に人気が集まることそのものがリスク・課題になるわけではない。明らかな事実誤認であるため、記載内容を修正するとともに、一部の商品に人気が集まることリスク・課題となるのであれば、その先にどういった問題が生じ得るのかを十分に検討の上、こちらの記載も修正されたい。
10	新経済連盟		16	27	第3章	2 (4) ①	「情報化社会の特性を踏まえ、政策面・制度面からの対応や新技術の活用促進等の必要な施策を推進し、消費者利益の最大化を図る」とあるが、一方で取引透明化法案(仮称)が2020年通常国会に提出されるといわれている。このほか、独占禁止法など既存の競争政策もあり、これらとの調和のとれた施策の企画立案・推進が求められることに留意の上、その旨を追記されたい。
11	新経済連盟		18	10	第4章	(1)	「消費生活相談については、現在は全国の消費生活センター等に寄せられた情報をPIO-NETで一元的に集約して消費者トラブル情報の早期把握等に活用しているところであるが、消費生活相談情報のデータ精度の向上や相談業務・分析業務の効率化等を目的にPIO-NETを刷新し、機能の強化を図る。例えば、PIO-NETに登録された消費生活相談情報について、個人情報保護しながら活用する方法等について検討を進める。」とあるが、PIO-NETのデータ分析について、AIを導入して緻密な分析を可能にする旨を明記し、実現されたい。

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)	意見					
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)	
			ページ 番号	行 番号	章	項目		
12	新経済連盟		20	4	第4章	(4)		「既存の法令が必ずしも対応・想定していなかったと思われる新しいビジネスが登場している。」とあるが、具体的なビジネスを想定した上で記載されているのであれば、具体的に例示されたい。例示できないのであれば事実誤認と思われるので、削除されたい。
13	新経済連盟		21	5	第5章			工程表についてはこれまでと同様、策定・改定の際に必ずパブリックコメントに付されたい。
14	新経済連盟		24	28	第5章	1	(2) ①	「消費者契約法について、消費者が合理的な判断をできない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の創設等に係る検討結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」とあるが、その導入の可否についてはまだ検討中の段階である。原案では、検討中の項目がさも決定したように解釈ができてしまい、不当な表現であるため、「(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の創設等に係る検討結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」を、「(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)について、慎重な検討を行う。」に修正されたい。
15	新経済連盟		24	31	第5章	1	(2) ①	「特定商取引法について、その施行状況について検討した結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」とあるが、措置を講ずるに当たっては、その前に立法事実を踏まえて「十分に」検討されるべきものである。そのため、「その施行状況について検討した結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」を「その施行状況について十分に検討し、必要に応じて措置を講ずる。」と修正されたい。
16	新経済連盟		32	36	第5章	3	(1) ①	「「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」での議論を通じ、PF事業者が介在する消費者取引における環境整備等において、産業界の自主的な取組や共同規制等も含め、政策面・制度面の観点から検討を行う。」とあるが、「産業界の自主的な取組や共同規制等も含め」を「産業界の自主的な取組を尊重しつつ」に修正されたい。

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)	意見					
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)	
			ページ 番号	行 番号	章	項目		
17	新経済連盟		36	9	第5章	5	(1)	<p>消費者政策は、学術的議論に偏らず、また一部の悪徳事業者による事業活動のみに注目したりせず、健全な事業活動への影響を最小限に抑えた効果的な政策を、実務を踏まえた上で検討する必要がある。また、消費者政策についてはあらゆる者が当事者となることから、国民に開かれたオープンな議論にすること、政策決定・執行過程においてその透明性を確保することが必要である。そのため、検討過程や意見形成過程において、経済界から実務をよく知る者を複数参画させることが非常に重要である。</p> <p>そのため、(1)の最終段落に以下の1文を追記されたい。                      「また、消費者被害の削減と健全な事業活動への影響のバランスを考慮した効果的な政策実現の観点及び透明性の確保の観点から、審議会等の政策検討過程に経済界から実務担当者を参画させ、関係者間の建設的な意見形成を促す。」</p>